

過剰反応を招くおそれ

慶応大教授

中村伊知哉さん



情報に対する法による規制は、最後の手段であってその前に業界の自主規制など民間であるべきことがあるはずだ。違法情報の取り締まりは強化すべきだが、

「違法である」という社会的なコンセンサスがいまだ得られていない「有害情報」について法律で定義し、規制するのは時期尚早だ。

法案が、違法情報を含めて有害情報としていることは、総務省情報通信審議会の議論とも距離がある。審議会はできるだけ表現の自

由を侵さないようにという大前提で議論していたが、先に法律ができるわけで、そこでの調整をどうするのか。サイト管理者らに青少年に対する閲覧防止を求める規定は努力義務とはいえ、民事裁判で責任の有無を問われる根拠になる恐れがあり、言論が萎縮する可能性もある。

表現の自由の問題に、国が直接入ってくるきっかけになるという気持ち悪さを感じた。個人情報保護法の施行に伴って過剰反応が社会問題化したように携帯やメールに限らず、新聞や放送も含めてさまざまなメディアに風潮、空気として影響しかねない。

法案策定までの時間も短すぎた。通常は審議会やパブリックコメントなどで国民から意見を聞く形をとるが、どのような議論があったか見えないまま、法案が通ってしまう。今後もしっかりと与野党で合意がまとまれば、より強い規制内容にしたり、報道機関も含めて規制しようということになりかねない。

子供たちは、携帯が楽しくて便利であり、親も持たせたほうが安全と想って持たせている。一部のマイナスのため全部規制するのかが。危険な面ばかり見ていると全体を見失う。法律を作るとすれば、情報教育への支援や民間への技術支援を通じてネット社会の安全性を高める内容とすべきだ。(メディア政策)

2008年6月10日(火)

毎日新聞